

報道機関各位

客引き行為等の適正化に関する条例 違反者の氏名等の公表について

北九州市では、市民や本市を訪問する皆様にとって安心・安全なまちづくりの推進等を目的として、令和4年10月から「北九州市客引き行為等の適正化に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行し、「客引き行為等禁止区域」（以下、「禁止区域」という。）に指定した区域において条例に違反して客引き行為等を行い、又は行わせた者に対して、条例に基づく指導等を行っております。

この度、本市の度重なる指導及び勧告にもかかわらず、禁止区域において繰り返し客引き行為等を行い、又は行わせ、条例第10条の規定による命令に違反した者の公表を下記のとおり行いましたので、お知らせいたします。

記

1 命令違反したもの 住 所：福岡県築上郡築上町
氏 名：阿部 流星

2 公表の原因となる事実

令和5年6月24日に小倉都心客引き行為等禁止区域内の北九州市小倉北区京町二丁目6番18号先において条例第9条に規定する違反行為（以下「違反行為」という。）である客引き行為を行ったことについて、同月24日付けで条例第10条の規定により違反行為を行ってはならない旨の命令を受けたが、同年12月2日に同区域内の北九州市小倉北区京町二丁目7番8号先において当該命令に違反して客引き行為を行った。

3 公表日

令和6年1月18日（木） 8時45分

4 公表に用いる媒体

- 北九州市公報
- 安全・安心推進課ホームページ

URL：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/14700168.html>



ホームページ
QRコード

【問合せ先】

市民文化スポーツ局 安全・安心推進課
電話 093-582-2911
担当 印（課長）、濱本（係長）